

JAネットバンクを悪用した特殊詐欺にご注意ください

市役所職員を名乗る者から、電話でお客様の口座番号やキャッシュカードの暗証番号等を聞き出し、本人になりすましてJAネットバンクを申し込み、犯人の口座に振込を行う詐欺犯罪が発生しています。

還付金を受け取るために、市役所等の職員、警察官、金融機関職員、JA職員等が、電話で重要情報(口座番号、キャッシュカードの暗証番号等)を聞き出したりすることは絶対にありません。

お客さまから重要情報を聞き出そうとする電話には一切答えずに、きっぱりと電話をお切りください。仮に、市役所職員等を名乗る者からの電話に、お客さまの重要情報を伝えてしまった場合には、速やかにお取引先JAへご相談くださいますよう、お願いいたします。

なお、今後、還付金以外の理由をつけてお客様の重要情報を聞き出そうとする新種の犯罪が発生することも考えられますので、そのような電話には一言も答えないう、お願いいたします。

〈詐欺被害の例〉

▶事象

利用者本人が知らない間に、犯人が当利用者の個人IDを開設し、口座内の資金を振り込み等により、だまし取るもの。(一日の出金限度額を最大の5百万円まで引き上げ、一気に大金をだまし取るケースが多い。)

▶犯罪者の手口(実例)

「区役所の職員」を名乗る者から『税金の還付金の振込手続きにあたり、手続き可能な口座として口座番号および暗証番号等を教えてください。』と連絡を受けたため、還付金が戻ってくると思い、口座番号と暗証番号等を伝えてしまった。

⇒犯人は聞き出した口座番号と暗証番号を使って、利用者本人が知らない間にJAネットバンクを開設する。

数日後、「宅配業者」を名乗る人物から『不在票は届いていますか。届いていなければ、これから伝える電話番号にかけて、再配達を依頼してください。』と連絡があり、言われた電話番号に架電した。

⇒犯人は、電話番号認証が必要な出金限度額の変更を行うため、宅配業者を装って利用者本人に指定の電話番号にかけさせ、出金限度額の設定を最大の500万円に変更する。

これにより、犯人が指定する口座へ1日500万円まで振込を行うことができる。

以上